労働基準法の基礎知識

労働基準法は、正社員、アルバイトなどの名称を問わず全ての労働者に適用されるルール です。このリーフレットは、労働基準法のポイントを分かりやすくまとめたものです。

ポイント 1

則

面

(*1)

交付し

なければなら

労働条件の明示

労働者を採用するときは、

以下の労働条件を明示しなければなりません。 (労働基準法第15条第1項、労働基準法施行規則第5条)

厚生労働省のホームページに、 モデル労働条件通知書が 掲載されていますのでご活用ください。



必ず明示しなければならないこと

原 ①契約期間に関すること

- ②有期労働契約を更新する場合の基準に関する こと(通算契約期間又は有期労働契約の更新回数に上 限の定めがある場合には当該上限を含む)(※2)
- ③就業場所、従事する業務に関すること (変更の範囲を含む)
- ④ 始業・終業時刻、休憩、休日などに関すること
- ⑤賃金の決定方法、支払時期などに関すること
- ⑥退職に関すること(解雇の事由を含む)
- ⑦無期転換の申込みに関する事項 (無期転換後の労働条件を含む)(※3)
- 8 昇給に関すること

定めをした場合に 明示しなければならないこと

- ①退職手当に関すること
- ②賞与などに関すること
- ③食費、作業用品などの負担に関すること
- ④安全衛生に関すること
- ⑤職業訓練に関すること
- ⑥災害補償などに関すること
- ⑦表彰や制裁に関すること
- ⑧休職に関すること
- (※1)労働者が希望した場合は、FAXや電子メール等の方 法で明示することができます。ただし、書面として出力 できるものに限られます。
- (※2)有期労働契約を更新する可能性がある場合に限る。
- (※3)有期労働契約の更新のうち、契約期間中に無期転換 の申込みをすることが可能である場合に限る。

ポイント 2 賃余

賃金は通貨で、直接労働者に、全額を、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければ なりません。(労働基準法第24条)

また、労働者の同意があっても最低賃金額を下回ることはできません。(最低賃金法第4条)

賃金支払の5原則	①通貨払い	賃金は通貨で支払う必要があり、現物支給は禁止されています。 労働者の同意などがあれば銀行振込等も可能です。				
	②直接払い	労働者本人に直接支払う必要があります。 (労働者の代理人や親権者等への支払いは不可)				
	③全額払い	賃金は全額を支払う必要があります。所得税など法令に定めが あるものや、労使協定で定めたもの以外は控除できません。				
	④毎月1回払い	毎月少なくとも1回は賃金を支払わなければなりません。 (賞与等は除く)				
	⑤一定期日払い	「毎月15日」というように、周期的に到来する支払期日を 定めなければなりません。(賞与等は除く)				

ポイント3 労働時間、休日

労働時間の上限は、1日8時間、1週40時間です。(※1)

(10人未満の商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業は44時間)(労働基準法第32条、第40条)

また、少なくとも1週間に1日、または4週間を通じて4日以上の休日を与えなければなりま せん。(労働基準法第35条)

この労働時間の上限を超えてまたは休日に働かせる場合には、あらかじめ労使協定(36協 定)を結び(※2)、所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。(労働基準法第36条)

- (※1)変形労働時間制などを採用する場合は、この限りではありません。
- (※2)過半数労働組合、または過半数組合がない場合は労働者の過半数代表者との書面による協定

時間外労働及び休日労働の上限について

- ●36協定で定めることのできる時間外労働の上限は、原則として<mark>月45時間・年360時間</mark>です。 (対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制の対象労働者は、月42時間・年320時間です。)
- ●臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、以下を守らなければなり ません。
 - ・時間外労働が年720時間以内
 - ・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - ・時間外労働と休日労働の合計について、 「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内
 - ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度



特別条項の有無に関わらず(※)、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、 月100時間未満、2~6か月平均80時間以内にしなければなりません。

(※)例えば時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、時間外労働=44時間、 休日労働=56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。

時間外労働の上限規制のイメージ

法律による上限 √ 年720時間 √ 複数月平均80時間* 特別条項 ✓ 月100時間未満* 年6か月まで *休日労働を含む 法律による上限 ✓ 月45時間 限度時間(原則) ✓ 年360時間 √1日8時間 法定労働時間 ✓ 週40間

●以下の事業・業務は、2024年4月1日から 特例つきの上限規制が適用されています。

建設事業 自動車運転の業務

詳しくはこちらを ご参照ください。



●新技術・新商品などの研究開発業務につい ては、上限規制の適用が除外されています。

ポイント 4

休憩

1日の労働時間が6時間を超える場合には**45分以上**、8時間を超える場合には**1時間以上** の休憩を、勤務時間の途中で与えなければなりません。(労働基準法第34条)

1年間(12か月)



労働者が休憩中でも電話や来客の対応をするように指示されている場合、 労働時間となる場合があります。

ポイント 5 割増賃金

時間外労働、休日労働、深夜労働(午後10時から午前5時)を行わせた場合には、割増賃金を支払わなければなりません。(労働基準法第37条)

割増賃金の算定方法		割増賃金額 =	1時間当たりの × 賃金額	割増賃金率	× 時間外労働などの 時間数			
割増賃金率	時間外労働	2割5分以上 (1か月60時間を超える時間外労働については5割以上 ^(※))						
	休日労働	3割5分以上						
	深夜労働	2割5分以上						

(※)中小企業についても、2023年4月1日から適用されています。

ポイント6 年次有給休暇

雇い入れの日(試用期間含む)から6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者には年次有給休暇が与えられます。

また、年次有給休暇が10日以上付与される労働者については、**年5日の年休を取得させることが使用者の義務**となります。(労働基準法第39条)

通常の労働者の付与日数

継続勤務年数(年)	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数(日)	10	11	12	14	16	18	20

週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者の付与日数

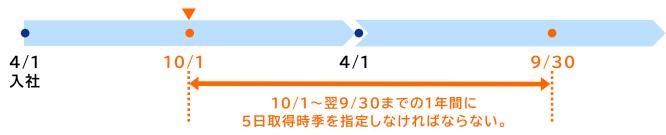
週所定 労働日数		1年間の	継続勤務年数(年)						
	所定労働日数 ^(※)	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上	
付与日数	4日	169日~216日	7	8	9	10	12	13	15
	3日	121日~168日	5	6	6	8	9	10	11
	2日	73日~120日	3	4	4	5	6	6	7
	1日	48日~72日	1	2	2	2	3	3	3

(※)週以外の期間によって労働日数が定められている場合

年次有給休暇の取得の義務の例

(例)4/1入社の場合

10日付与(基準日)



解雇・退職 ポイント 5

やむを得ず、労働者を解雇する場合、30日以上前に予告するか、解雇予告手当(平均賃金の 30日分以上)を支払わなければなりません。(労働基準法第20条)

また、業務上の傷病や産前産後による休業期間及びその後30日間は、原則として解雇で きません。(労働基準法第19条)



解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合、無効となります。 (労働契約法第16条)

就業規則 ポイント 8

常時10人以上の労働者を使用している場合は、就業規則を作成し、労働者代表の意見書 を添えて、所轄労働基準監督署に届け出なければなりません。また、就業規則を変更した 場合も同様です。(労働基準法第89条、第90条)

就業規則は、各作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により労働者に**周知**しなけれ ばなりません。(労働基準法第106条)

必ず記載しなければならないこと

- ①始業・終業時刻、休憩、休日などに関すること
- ②賃金の決定方法、支払時期などに関すること
- ③退職に関すること(解雇の事由を含む)

厚生労働省のホームページに モデル就業規則が 掲載されていますので ご活用ください。



定めた場合に 記載しなければならないこと

- ① 退職手当に関すること
- ②賞与などに関すること
- ③食費、作業用品などの負担に関すること
- ④安全衛生に関すること
- ⑤職業訓練に関すること
- ⑥災害補償などに関すること
- ⑦表彰や制裁に関すること
- ⑧その他全労働者に適用されること

その他の関係法令の基礎知識

▶ 労働時間の状況の把握

タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータなどの電子計算機の使用時間(ログインからログアウト するまでの時間)の記録などの客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を 把握しなければなりません。(労働安全衛生法第66条の8の3)

> 健康診断

労働者の採用時と、その後毎年1回、定期に健康診断を行わなければなりません。 (労働安全衛生法第66条)

⇒ 労災保険・雇用保険

労働者を1人でも雇用する事業主は労働保険(労災保険と雇用保険)に加入しなければなりません。

業務上・通勤途上での災害に健康保険は使えません。労災保険を使いましょう。

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。